

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

- ・国の障がい者施策は、「リハビリテーション（ライフステージの全段階において全人間的復権を目指す）」、「ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に一緒に暮らし、活動する社会を目指す）」という普遍的な理念に基づき、社会における障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取組として進められてきました。
- ・国連で 2006 年に「障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約）」が採択され、我が国においても、その批准に向けた国内法の整備が進められ、2014 年に批准されました。
- ・障がい者基本法では、障がい者の定義が見直され、「個人の機能障がいに原因があるもの」とする「医学モデル」から、「障がい（機能障がい）及び社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に考え方を大きく転換しました。
- ・また、障がい者権利条約における「合理的配慮」の概念を導入し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成に向けて、積極的な取組が進められてきました。
- ・こうした考え方を踏まえ、現在は、「第 4 次障がい者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けた障がい者施策の方向性を示しています。

(2) 市の動き

- ・1983 年に初めての障がい者に関する長期計画である「豊田市心身障がい者福祉長期計画」を策定し、以降、前計画である「豊田市障がい者ライフサポートプラン 2015」まで、重点施策などを掲げ、計画に基づく障がい者施策の積極的な展開を図ってきました。
- ・これらの取組は着実な成果をあげてきていますが、国における障がい者施策の動向に適切に対応し、障がい者を取り巻く様々な課題に対する取組を一層充実していくことが求められています。
- ・そのため、前計画を見直し、地域共生社会の実現に向けた取組を計画的・継続的に推進していくために、新たな指針として「第 5 次豊田市障がい者ライフサポートプラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障がい者基本法に基づき、本市の障がい福祉施策の方向性等を定めた「豊田市障がい者計画」、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の利用見込みや提供体制を定める「第6期豊田市障がい福祉計画」、「第2期豊田市障がい児福祉計画」の3つの性格を併せ持つ計画として策定するものです。

豊田市障がい者計画

根拠法：障がい者基本法第11条第3項に規定する市町村障がい者計画

豊田市障がい福祉計画

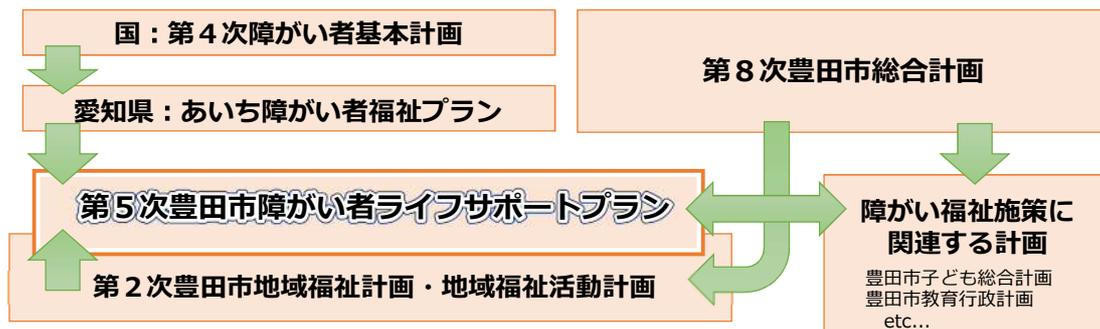
根拠法：障がい者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画

豊田市障がい児福祉計画

根拠法：児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画

本計画は、上位計画である国の「第4次障がい者基本計画」、愛知県の「あいち障がい者福祉プラン」、豊田市の「第8次豊田市総合計画」や、豊田市の福祉に関する基盤計画である「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を図っています。

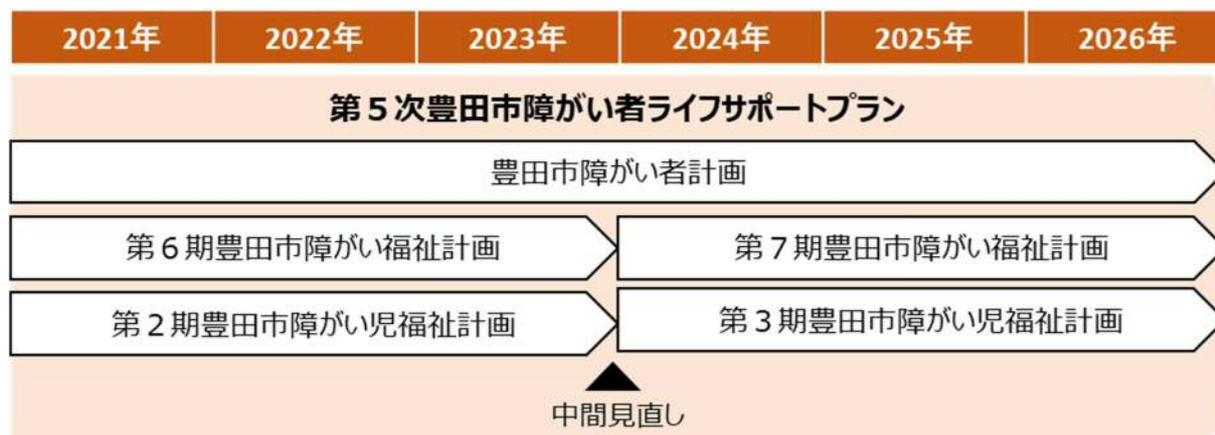
また、「豊田市子ども総合計画」や「豊田市教育行政計画」等の障がい福祉施策に関連した個別計画とも整合を図り、効果的に施策を推進していきます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度から2026年度までの6年間です。

ただし、計画策定から3年後に中間見直しを行い、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を定め、本計画に含めます。



4 障がい者・障がい児の定義

各法における障がい者の定義は以下のとおりです。

【障がい者基本法】

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

【障がい者総合支援法・児童福祉法】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む。）及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病等」という。）であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

上記の考えを基本とし、本計画における「障がい者」、「障がい児」を以下のとおり定義します。

障がい者	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい者を含む。）、難病等その他の心身機能の障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
障がい児	障がい者のうち18歳未満である者

5 計画の進捗管理

(1) 計画の普及・啓発

計画の推進においては、市民の理解が重要であり、本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、関係機関や障がい者団体等と連携し、情報が得にくい環境にある障がい者に配慮した、きめ細かい広報・啓発を進めます。

(2) 計画の推進体制

計画の効果的な展開を図り、障がい者のより良い暮らしの実現を目指していくためには、行政を始め、当事者、事業者、各分野における関係機関、地域などの様々な主体がそれぞれの役割を果たし、連携して取組を進めていくことが重要です。本計画の推進においては、各主体の積極的な参加による「共働」の体制を基本とします。

また、本計画では、以下の3つの会議を中心に計画の進捗状況の確認及び見直し等を行っていきます。

<豊田市社会福祉審議会（障がい者専門分科会）>

学識者や関係機関による計画全体の進捗状況の確認及び見直し等を協議する場

<豊田市障がい者計画推進懇話会>

当事者による障がい者施策に関するニーズの把握や具体的な施策の意見・提案を行う場

<豊田市地域自立支援協議会>

支援機関、特別支援学校、企業等による新たな地域課題の発見とそれに対応する支援策の検討を行う場

(3) 計画の進捗管理と評価

本計画の推進に向けて、「PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」に基づき、効果的な計画の進捗管理を行います。

また、施策の実施状況や指標の達成状況を点検・評価することで、着実な計画の推進を図ります。



豊田市はSDGs未来都市

- ◆ SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。
- ◆ 2030年の達成に向けて、途上国・先進国の区別なく、世界的な共通課題として認識し、目指していくべき17の目標(ゴール)が設定されました。

- ◆ 本市は2018年6月に内閣府からSDGs達成に向けた取組を先進的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されています。



- ◆ 本計画においても、SDGsの視点をもって、障がい福祉に関する課題に対応していく必要があります。

<本計画と関連する達成目標>

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	目標3：全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	目標4：質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	目標8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標11：住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	目標13：気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>16 平和と公正を全ての人に</p>	目標16：平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する